

船舶事故調査報告書

平成30年4月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年6月25日 08時13分ごろ
発生場所	千葉県富津市富津岬西方沖 第2海堡 ^{かいほ} 灯台から真方位063°1海里付近 (概位 北緯35°19.1′ 東経139°45.5′)
事故の概要	遊漁船第十二海宝丸 ^{かいほう} は、南南西進中、また、漁船浜豊丸 ^{はまらよ} は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年6月27日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 第十二海宝丸、16トン 241-11791 神奈川、有限会社船宿かみや B 漁船 浜豊丸、2.5トン CB3-58185、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 3人（船長B及びB船乗組員2人）
損傷	A 右舷船首部船底外板に擦過傷 B 左舷中央部外板に破口（全損）
気象・海象	気象：天気 雨、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、約19ノットの対地速力で南南西進中、船長Aが、タブレット端末を使用して僚船と釣果等の連絡を取り合っていたところ、B船と衝突した。 B船は、船長Bほか2人が乗り組み、主機を中立運転として漁の準備をしながら漂泊中、左舷方から接近するA船を認め、航行中のA船が避けると思っていたところ、避ける様子がないので、大声で注意喚起を行ったものの、その左舷中央部とA船の船首部とが衝突した。
分析	A船は、南南西進中、船長Aが、タブレット端末を使用していて見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、主機を中立運転として漁の準備をしながら漂泊中、船長Bが、左舷方から接近するA船を認めた際、航行中のA船が避けるものと思い、衝突を避けるための措置を採らなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が南南西進中、B船が漂泊中、船長Aが見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが衝突を避けるための措置を採らな

	かったため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 操船中にスマートフォンやタブレット端末を使用する際には、画面を見ることや操作をすることに注意を向け過ぎないようにし、周囲を確認するなどして常時適切な見張りを行うこと。・ 接近する他船を認めた際は、余裕のある時機に有効な音響信号による注意喚起を行ったり、主機を使用して移動したりするなどして衝突を避けるための措置を採ること。